

令和7年度 やまなしグルメ・エコノミー会議運営業務委託仕様書

本仕様書は、山梨県が発注する令和7年度 やまなしグルメ・エコノミー会議運営業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和7年度 やまなしグルメ・エコノミー会議運営業務

2 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 業務の趣旨

県では、「やまなし」ならではの上質な「食」体験を求めて多くの人が集まり、その活気がビジネス・チャンスを創出する「グルメ・エコノミー（美食経済）」で賑わう地域を目指している。

そこで、本県の豊かな食材を活用した料理と県産酒のペアリングによる「美酒・美食王国やまなし」ブランドの確立、「食」を目的とした本県への誘客促進と観光産業の収益向上を図るため、様々な取り組みを行っている。

その取り組みの一環として、「食」に係る県内経済を活性化させるため、令和6年2月に生産者と飲食店等のプラットフォームとなる「やまなしグルメ・エコノミー会議」を設置したところである。県内の食関連事業者に対する美酒・美食王国やまなし確立に向けた機運醸成、料理人の技術向上支援、生産者と飲食店の関係性の構築を目的に、「やまなしグルメ・エコノミー会議」及び「美酒・美食王国やまなし 技術向上セミナー」を実施するものである。

< 参考 >

- やまなしグルメ・エコノミー会議 会員数

総会員数 108（飲食店：40 生産者：57 県産酒：11）

- やまなしの美酒・美食ホームページ

https://www.pref.yamanashi.jp/kankou-sk/bishoku/top_page_since_2022.html

4 業務内容

(1) やまなしグルメ・エコノミー会議の開催

ア 内容

- ・ やまなしグルメ・エコノミー会議は、県内の食関連事業者（飲食店、生産者等）を対象とした講演会、商談会の2部構成を原則とする。

※ 過去の実施内容については、3 業務の趣旨< 参考 > を参考にすること。

- ・ 会議は、2回以上開催すること。
- ・ 商談会は、試飲・試食を実施できる形式にすること。
- ・ 講演会については、その形式に拘らず、生産者も有意義と感じられるような内容を提案することとし、県と協議の上、実施すること。

イ 開催時期・会場及び運営

- ・ 開催時期、会場及び運営については、県と協議の上決定する。

ウ 講師の選定

- ・ 3 業務の趣旨に合致する講師とすることとし、選定理由と実現可能性も踏まえて候補者を提案すること。
- ・ 提案を基に、県と協議の上、決定する。

エ 参加者の募集

- ・ 参加者の募集は、県と協議の上、行うこととする。
- ・ やまなしグルメ・エコノミー会議会員だけでなく、3 業務の趣旨に合致する食関連事業者への募集も行い、会員の拡大に努めること。
- ・ 受託者は、自社ウェブサイトやその他独自のノウハウを活用し、効果的な手段で募集すること。

(2) 美酒・美食王国やまなし 技術向上セミナーの開催

ア 内容

- ・ 県内の若手料理人を中心に、有名シェフの技術、心構え等を学ぶセミナーを実施する。
※ 過去の実施内容については、3 業務の趣旨< 参考 > を参考にすること。
- ・ 実施回数は2回以上とすること。

イ 開催時期・会場及び運営

- ・ 開催時期、会場及び運営については、県と協議の上決定する。

ウ 講師の選定

- ・ 3 業務の趣旨に合致する講師とすることとし、選定理由と実現可能性も踏まえて候補者を提案すること。
- ・ 提案を基に、県と協議の上、決定する。

エ 参加者の募集

- ・ 参加者の募集は、県と協議の上、行うこととする。
- ・ 参加者の対象は、若手料理人を中心とするが、詳細については県が決定する。
- ・ 受託者は、自社ウェブサイトやその他独自のノウハウを活用し、効果的な手段で募集すること。

オ イベント保険

- ・ イベント保険に加入すること。

カ やまなしグルメ・エコノミー会議会員への勧誘

- ・ やまなしグルメ・エコノミー会議会員ではない参加者で、3 業務の趣旨に合致する者である場合、会員として勧誘すること。

(3) アンケートの実施・集計・分析

- ア イベント開催後に、内容等に対するアンケートを実施すること。
- イ 様々な視点からアンケート結果等を検証し、今後の展開案を提案すること。
- ウ アンケート内容については、県と協議の上、決定すること。

(4) 事業全体の管理・運営

- ア 事業全体の管理・運営を担い、関係事業者との調整等、事業の円滑な進行を行うこと。
- イ 定例ミーティングの実施など、県との情報共有体制を構築すること。なお、ミーティングはオンラインでの実施も可とする。
- ウ イベント当日の様子について、県による広報に活用するための写真を幅広く記録すること。
- エ 各イベント実施後1週間以内に、イベント内容をプレスリリースするためのコンテンツを提供すること。

(5) K P I (効果測定)

- ア やまなしグルメ・エコノミー会議 参加者数 各50名以上
- イ 美酒・美食王国やまなし 技術向上セミナー 参加者数 各20名以上
- ウ その他事業目的達成に寄与する目標設定があれば提案すること。

5 成果物

(1) 報告書の提出

- ア 報告書 (A4縦、横書き)

- イ イベント写真（画像サイズ、解像度等は県と相談すること）
- ウ その他県が指定するもの（打合せ記録、本業務で使用した各種ドキュメント）

（２）納品方法

- ア 紙媒体（カラー版） １部 郵送又は持参
- イ 電子媒体（ファイル形式：PDF及びワード又はパワーポイント） メール
- ウ 写真（フェイス形式は県と協議の上決定） メール又はDVD-R

（３）納期

令和８年３月３１日（火）

（４）事業成果の帰属

本業務により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利（以下、「著作権等」という）は県に帰属するものとし、県はウェブサイト等に随時使用、複製できるものとする。

成果物に第三者の著作物等が含まれている場合、当該著作物等（当該著作物等を改変したものを含む）の著作権等は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、県は、これを無償で永久的に、非独占的に使用できるものとし、受託者はそのために必要な著作権処理を行うこと。

６ 納品先

〒４００－８５０１

山梨県甲府市丸の内１－６－１（山梨県庁別館２階）

山梨県 観光文化・スポーツ部 観光振興グループ 美酒・美食

７ 留意事項

（１）個人情報や企業情報の保護等の秘密厳守及び他用途への使用禁止

本業務の受託者は、調査の遂行に当たっては秘密を厳守し、個人、情報等の漏洩がないよう機密保持に万全を期すること。

（２）一括再委託の禁止

委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。

（３）会計検査への協力等

委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員及び会計検査院の検査の対象となる。検査となった場合は、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。ま

た、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

8 その他

- (1) 受託事業者は、県と十分に協議を行いながら全体の業務を進めること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び記載内容に変更や疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定する。
- (3) 本仕様内容の遂行に必要な人員、機材等については、受託事業者が手配すること。

【様式1】

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

住 所：

名 称：

代表者氏名：

印

令和7年度やまなしグルマン・エコノミー会議運営業務実施報告書

令和 年 月 日付けで委託を受けた令和7年度やまなしグルマン・エコノミー会議運営業務について、業務が完了したので報告書を提出します。

【提出書類】

委託業務実施報告書

令和7年度やまなしグルマン・エコノミー会議運営業務

委託業務実施報告書

委託業務実施期間

令和7年 月 日 ～ 令和8年3月31日

事業受託事業者名称

【作成上の留意点】

- ・ 報告書の様式は自由です。
- ・ 実施した業務の具体的な内容に応じて、次の1から3の項目と添付資料について、説明文に沿って作成してください。
- ・ 項目毎の行数やページ数に制限はありません。
- ・ この様式によって作成する場合、この「【作成上の留意点】」の文章及び四角で囲まれた説明文は削除して結構です。

1 業務実施概要

- ・ 実施した業務の概要を簡潔にまとめてください
- ・ 業務で得られた成果の達成状況を記載してください。

2 業務の実施状況

- ・ 仕様書「4 (1)、(2)」の項目に沿って、業務の実施状況を記載してください。
(共通事項については纏めて記載しても結構です)

3 まとめ

- ・ 委託業務の実施結果全体の振り返りを記載してください。